

2024年（令和6年）2月20日

関係事業者 各位

釧路市総務部長

建設工事における下請事業者への社会保険等未加入対策について

釧路市においては、2022年（令和4年）4月より受注者の契約相手方となる一次下請事業者を原則社会保険等加入建設事業者に限定することとし、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する建設事業者による公平で健全な競争環境の構築を図ってきたところでありますが、社会保険等未加入対策を促進するため、釧路市建設工事請負契約約款を一部改正し、一次下請事業者だけではなく二次以下の下請事業者につきましても、原則、社会保険等加入建設事業者に限定することといたしました。

つきましては、次年度以降の取扱いについて下記のとおり定めますので、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 社会保険未加入建設事業者の定義

「社会保険等未加入建設事業者」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務があるにもかかわらず加入していない建設事業者を指します（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、加入義務がないために加入していない建設事業者は未加入事業者には当たりません）。

2 事務手続

（1）一次下請事業者について

受注者は市に提出する「施工体制台帳」にて、各一次下請事業者の社会保険等の加入状況を報告します。このとき、社会保険等未加入である建設事業者と下請契約を締結することとなっている場合、「社会保険等未加入事業者を下請負契約の相手方とした理由書（別記第1号様式）」を提出するよう受注者に指示してください。

その後、提出された理由書について、起工課と契約管理課において協議の上、特別の事情の有無を判断し、その旨を受注者へ通知します（別記第2号様式及び第3号様式）。特別の事情を有すると認めた場合においては、指定期間内に保険加入を確認できる書類等を提出するよう受注者に指示してください。

受注者が指示された書類を提出しない場合、もしくは、理由書において社会保険等未加入事業者と下請契約を締結する特別な事情があると認められない場合は、指名停止や工事施工成績の減点の対象となります。

(2) 二次以下の下請事業者について

受注者は市に提出する「施工体制台帳」にて、二次以下の下請事業者の社会保険等の加入状況を報告します。このとき、社会保険等未加入である建設事業者と下請契約を締結することとなっている場合、「社会保険等未加入事業者を下請負契約の相手方とした理由書（別記第1号様式）」又は社会保険等に加入したことを証明する書類を30日以内に提出するよう受注者に通知（別記第4号様式）してください（当該下請事業者に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると認められる場合は、書面（別記第5号様式）によって申請することにより、二次下請事業者は60日以内まで、三次以下の下請事業者については90日以内までに提出期間を延長することができます）。

理由書が提出された場合は、起工課と契約管理課において協議の上、特別の事情の有無を判断し、その旨を受注者へ通知します（別記第2-2号様式及び第3号様式）。

受注者が指示された書類を提出しない場合、かつ、理由書において社会保険等未加入事業者と下請契約を締結する特別な事情があると認められない場合（理由書が提出されない場合も含む。）は、指名停止や工事施工成績の減点の対象となります。

（別紙「下請契約からの社会保険等未加入建設事業者の排除等に係る事務手続きフロー」）

3 適用時期

令和6年4月1日以後に入札公告及び指名通知（随意契約を含む）する設計金額100万円以上の建設工事に適用します。

参考 新旧対照表（釧路市建設工事請負契約約款改正部分抜粋）

改正後	改正前
<p>（下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の</p>	<p>（下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会</p>

各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請負契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(総務部契約管理課契約担当)